

スチュワードシップ責任を果たすための方針

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

フランクリン・템플トン・インベストメンツ株式会社(以下、「当社」)は、グローバルにビジネスを展開する資産運用グループであるフランクリン・템플トン・インベストメンツ(以下、「FTI」)の日本法人です。平成25年以降、当社はFTIが海外で運用する商品の提供に特化しており、当社の運用資産の実質的な運用は、すべてFTIに属する投資運用会社に外部委託しています。

当社を含むFTIに属する投資運用会社は、スチュワードシップ責任を果たすため、その忠実義務に従い議決権行使を行わなければならないこと、また当該議決権行使が保有株式等の価値に影響を及ぼすことを理解し、顧客に対する忠実義務を踏まえ議決権行使ガイドラインを採択しています。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

FTIは、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、利益相反を特定・管理するために、組織・運営面において有効な統制を維持・管理するうえであらゆる合理的措置を講じます。係る利益相反の管理に対するFTIの取り組みの概要は、利益相反防止に関するFTIの方針に定められるとともに、議決権行使についての方針及び手続においても規定しています。また、議決権行使を担う部署の業務は、内部監査及び外部監査の対象となっています。

原則3および原則4 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。また、機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、平成25年以降、運用資産の実質的な運用はすべてFTIに属する投資運用会社に外部委託しており、企業調査や企業との対話などの活動は行っていません。しかしながら、今後企業への投資を直接行う機会が生じた場合は、投資先企業の状況を的確に把握するよう努めます。

原則5および原則6 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。また、機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、平成25年以降、運用資産の実質的な運用を行っていないため、議決権の行使と行使結果の公表をしていません。しかし、運用資産の実質的な運用をすべてFTIIに属する投資運用会社に外部委託すると同時に、株式の議決権行使に係る業務を Franklin Resources, Inc.の完全子会社であるFranklin Templeton Companies, LLCのProxy Group(プロキシ部門)に委任しています。プロキシ部門は議決権行使結果の記録を請求する顧客に対し報告書を作成します。当該報告書には、対象期間中に当該顧客のため行使された議決権に係る議案およびその議決権行使結果を明示します。

なお、当社は実質的な運用を行っていませんが、当社の議決権行使の目的と基本姿勢、議決権行使に係る意思決定プロセス及び体制等は、当社ホームページ「[議決権の行使について](#)」でご覧いただけます。また、今後当社が企業への投資を直接行う機会が生じた場合は、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うよう努めます。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やステュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、平成25年以降、運用資産の実質的な運用を行っていないため、企業への投資実績がありません。また、企業への投資を直接行う予定もないため、投資先企業との対話やステュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うために必要な体制を整えていません。しかしながら、今後企業への投資を直接行う機会が生じた場合は、適切な組織構築を行うよう努めます。